

事業を実施する背景

◆てんかんの現状

- てんかんは、全国に約100万人(有病率0.4~0.9%)の患者がおり、乳幼児から高齢者まで、あらゆる年齢で発症する脳の病気。
- 早期診断・治療により、70%以上の人が発作のない生活を送ることができる。一方、約20%は難治性に経過する。病因や病型、治療法が患者ごとに様々で、特別な知識と経験が必要。
- てんかん医療は、これまで精神科、神経内科、脳神経外科、小児科など数多くの診療科により担われてきた経緯があり、その結果、どの診療機関が専門的な診療をしているのか把握が困難な上、医療機関同士の連携も不十分で、てんかん患者が地域の専門医療に結びついていない。
- 長期服用に伴う心理・経済的負担、資格や雇用での制限、偏見の他、併存症(発作以外の症状)など多様な問題があり、多様な人材によるシステムで関わる包括的ケアが必要だが、地域に体制が未整備。

◆国の施策

国は、このような状況を踏まえ、平成27年度から3年間、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち1か所を「てんかん診療拠点機関」(以下「拠点機関」という)として指定し、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図るほか、治療や相談支援等に携わる関係機関の医師等に対し、てんかんについての助言・指導や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を実施することにより、地域連携体制モデルの確立を目的として、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を実施していた。

平成30年度からは、「てんかん診療拠点機関」として、本格実施を行っていくこととなっている。

大阪府におけるてんかん医療の目指す方向性

◆てんかん診療連携体制整備事業を実施し、

- てんかんに対応できる医療機関の明確化をはかり、てんかんのより正確な診断及びより適切な治療を行うための体制を整備する。
- 専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携調整を図れるよう、てんかん診療連携体制を構築する。
- 治療や相談支援等に携わる医師等に対し、てんかんについての助言・指導を行えるよう研修等を行う。
- てんかんに関する正しい知識の普及啓発を行う。

